

令和6年3月25日
新潟県立看護大学

**新潟県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
入学者選抜方法の変更について（予告）**

令和8年度新潟県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）入学者選抜より、下記のとおり出願資格と選抜方法を変更しますので、お知らせします。

記

1 出願資格の変更

- ・出願資格を「一般選抜」と「学内推薦選抜（助産師コースのみ）」に整理します。
- ・個別の出願資格審査の審査基準を変更します。

※詳細は別紙1をご確認ください。

2 選抜方法の変更

- ・一般選抜（助産師コース以外）において、筆記試験（英語、看護専門科目）を筆記試験（小論文）へ変更し、合計得点を面接試験と併せて200点とします。
- ・一般選抜（助産師コース）において、筆記試験（英語、看護専門科目）を筆記試験（小論文、母性看護学専門科目）へ変更します。

※詳細は別紙2をご確認ください。

1 出願資格の変更

- 出願資格を「一般選抜」と「学内推薦選抜（助産師コースのみ）」に整理します。
- 個別の出願資格審査の審査基準を変更します。

現行	変更後 ※赤が変更箇所
<p>3 出願資格</p> <p>出願資格は次の各号のいずれかに該当する者とし（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 外国において学校教育における16年の課程を修了した者 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号） 本大学院において個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和8年3月31日までに22歳に達する者 <p>なお、出願資格審査基準は以下のとおりです。</p> <p>次のアからウのいずれかに該当すること</p> <p>ア 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、英語のレベルが実用英語技能検定2級、その他同等以上の実力を有する者</p> <p>イ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業（修了）者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有しており、かつ、次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 看護師、保健師、助産師のいずれかの資格取得後、資格者としての実務経験が5年以上あるか、あるいは看護師長等の職位の経験がある者 研修学校（厚生労働省、看護協会、都道府県などの公的機関又はそれに匹敵する機関の研修学校）における6ヶ月以上の看護教員養成課程等又は継続教育課程を修了している者 <p>ウ 本学看護学部を令和8年3月卒業見込みで、本学看護学部長の推薦が得られる者【助産師コースのみ】</p> <p>（注1）助産師コースは、上記3出願資格(1)から(6)のいずれかに該当し、日本の看護師免許を有する女子（令和8年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。）とします。また取得見込みの場合は、入学時までに看護師国家試験に合格していることが必要です。</p> <p>（注2）(6)ア又はイの資格により出願しようとする者は、事前に本大学院の「出願資格審査」を受けることが必要であり、審査で出願資格を有していると認定された場合のみ出願ができます。</p> <p>（注3）注2の出願資格(6)に係る「出願資格審査」の手続は、次の4出願前の手続により行ってください。</p>	<p>3 出願資格</p> <p>(1)一般選抜</p> <p>出願資格は次の各号のいずれかに該当する者とし（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 外国において学校教育における16年の課程を修了した者 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号） 本大学院において個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和8年3月31日までに22歳に達する者 <p>なお、出願資格審査基準は以下のとおりです。</p> <p>次のア又はイのいずれかに該当すること</p> <p>ア 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、研究業績（学術・専門雑誌への論文掲載、筆頭者として学会発表）を有する者</p> <p>イ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業（修了）者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格取得後、資格者として通算3年以上の実務経験を有する者（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）</p> <p>（注1）助産師コースは、上記3出願資格①から⑥のいずれかに該当し、日本の看護師免許を有する女子（令和8年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。）とします。また取得見込みの場合は、入学時までに看護師国家試験に合格していることが必要です。</p> <p>（注2）⑥ア又はイの資格により出願しようとする者は、事前に本大学院の「出願資格審査」を受けることが必要であり、審査で出願資格を有していると認定された場合のみ出願ができます。</p> <p>（注3）（注2）の出願資格⑥に係る「出願資格審査」の手続は、次の4出願前の手続により行ってください。</p> <p>(2)学内推薦選抜（助産師コースのみ）</p> <p>次の各号のすべてに該当し、推薦選抜判定において本学看護学部長の推薦を受け出願する女子（以下、「学内選抜者」という）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本学看護学部を令和8年3月卒業見込みである者 学内選抜者として受験し合格した場合に入学することを確約できる者 <p>（注1）出願前に推薦者選抜において本学看護学部長の推薦を得る必要があります。</p> <p>（注2）入学時までに看護師国家試験に合格していることが必要です。</p>

2 選抜方法の変更

別紙2

現行	
①学内選抜者以外 筆記試験(英語、看護専門科目)、面接試験及び提出書類の内容を総合して判定します。	
試験科目	配点
英語	100点
看護専門科目	100点
面接	100点
合計	300点
②学内選抜者(助産師コースのみ) 面接試験及び提出書類の内容を総合して判定します。	
試験科目	配点
面接	100点

変更後 ※赤が変更箇所	
①一般選抜(助産師コース以外) 筆記試験(小論文)、面接試験及び提出書類の内容を総合して判定します。	
試験科目	配点
筆記試験(小論文)	100点
面接	100点
合計	200点
②一般選抜(助産師コース) 筆記試験(小論文、母性看護学専門科目)、面接試験及び提出書類の内容を総合して判定します。	
試験科目	配点
筆記試験(小論文)	100点
筆記試験(母性看護学専門科目)	100点
面接	100点
合計	300点
③学内推薦選抜(助産師コースのみ) 面接試験及び提出書類の内容を総合して判定します。	
試験科目	配点
面接	100点

一般選抜(助産師コース以外)では、筆記試験(英語、看護専門科目)を筆記試験(小論文)へ変更し、合計得点を200点とします。

一般選抜(助産師コース)では、筆記試験(英語、看護専門科目)を筆記試験(小論文、母性看護学専門科目)へ変更します。

学内推薦選抜(助産師コースのみ)は変更はありません。